

[特別調査] エステティックサービスによる危害の現状と
安全確保のための方策（概要）

2001年6月6日
国民生活センター
特別調査事務局

調査の目的

全国の消費生活センターには、エステティックサービス（以下、エステ）を受けたために身体に被害（危害）を受けたというトラブルが年間約500件寄せられている。

本調査は、PIO-NET情報の分析、苦情事例の追跡調査結果、消費者へのアンケート調査等を基に、エステによる危害の現状を明らかにし、エステの安全確保のための方策を検討することを目的に実施したものである。

なお、本調査では、身体が美しくなることを期待して受ける施術サービスのうち、「医療機関が行う行為（医師が行う美容整形、脱毛等）」及び「理容師法、美容師法で定める理美容」を除くサービスを「エステ」とし、それを業として行う店舗をエステサロン、施術者をエステティシャンと呼んでいる。

また、エステの種類は、以下の4種類に分類した。

- ・ フェイシャルエステ＝顔の皮膚を美しくする、シミやニキビ跡を取るなど、顔への施術
- ・ 脱毛エステ＝主に脚、腕などのむだ毛を取る施術
- ・ ボディエステ＝身体全体への施術。皮膚を美しくする目的のほか、脂肪をとることで痩せる、マッサージ効果によるリラックス効果などの目的
- ・ その他のエステ＝上記3種類以外の施術（バストを大きくする、O脚を治す、まつ毛パーマをかける、皮膚を焼く、アートメイキング（入れ墨）をする）

エステによる危害の現状

1. PIO-NETにみるエステの危害の現状

(1) エステの危害情報件数と割合

危害情報件数の推移

1990年度以降のエステによる危害情報は4,185件。エステの種類別にみると、「フェイシャルエステ」41.0%、「脱毛エステ」32.7%、「ボディエステ」18.4%、「その他のエステ」1.3%の順に多い。

エステ危害全体では、年度による増減はあるものの、90年度の236件に対し、92年度379件、96年度481件、99年度545件で趨勢として増加している。種類別では、フェイシャルエステと脱毛エステが増加傾向にあり、ボディエステは減少傾向にある。

表 エステにおける危害情報件数

年度	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000 (推定件数)	計
エステの種類												
フェイシャルエステ	126	120	142	124	116	168	174	169	205	237	133 (170)	1,714
脱毛エステ	63	84	159	106	98	76	129	128	162	186	176 (230)	1,367
ボディエステ	47	81	76	81	51	76	108	95	59	67	31 (40)	772
その他のエステ	0	0	0	2	4	5	9	14	6	11	4 (4)	55
エステ@	0	2	2	2	24	20	61	49	47	44	26 (40)	277
エステ危害全体	236	287	379	315	293	345	481	455	479	545	370 (484)	4,185

注1:2000年度は年度途中であるため、前年度の同時期の入力件数をもとに計算した推定件数を(推定件数)に掲げた。

注2:ボディエステには、痩身エステが含まれる。

注3:エステ@とは、どの種類のエステか不明なもの。

相談に占める危害情報の割合

全相談に占める危害情報の割合が1.2%であるのに対し、エステ(全体)では危害情報が5.3%もあり、エステは危害発生の割合が高いことがわかる。なかでも危害の発生割合が高いのは、脱毛エステ(7.8%)、フェイシャルエステ(7.1%)である。

(2) 危害を受けた人の性別と年代

女性が97.6%と大半を占めるが、男性も2.4%いる。男性に多いのは「脱毛エステ」である。年代は、20歳代が64.6%、30歳代18.5%、40歳代8.5%と、年代が上がるごとに少なくなる。60歳代は1.0%(4人)、70歳以上も0.2%(6人)いた。

(3) 危害内容(症状)と危害の程度

危害内容(症状)

最も多く起きている症状は「皮膚障害」で、フェイシャルエステの89.6%、脱毛エステの79.2%、ボディエステの46.8%が皮膚障害である。次いで多いのはいずれのエステにおいても「熱傷」であるが、特に脱毛エステにおいては12.4%と高率である。3番目に多いのは、フェイシャルエステ、ボディエステでは「擦過傷・挫傷・打撲傷」、脱毛エステでは「刺傷・切傷」であるが、ボディエステの「擦過傷・挫傷・打撲傷」5.1%以外は、いずれも割合は低い。

危害の程度

エステ危害全体では47.1%、ほぼ2人に1人が治療のために医者にかかっている。

医者にかかった人 47.1%の内訳は、治療期間「1 週間未満」が 18.9%で最も多いが、「1 か月以上」の治療を要した人も 11.9%いる。特に、フェイシャルエステ、脱毛エステに、1 か月以上の割合が高い。

(4) 「施術方法」と「発生した危害」

「フェイシャルエステ」「脱毛エステ」「ボディエステ」の危害情報のうち、施術方法が記載されている情報について「どのような施術方法で、どのような危害が起きているか」をまとめた。なお、以下の情報は、1999 年度に受け付けたもののなかから、比較的重症と思われる事例を中心に選んだもので、施術方法が記載されている情報の一部である。また、「施術方法」の記載内容は、相談者の申し出のままである。

フェイシャルエステの場合

	施術方法	発生した身体被害	治療期間 (空欄は、不明または医者にからず)
1	角質取りピーリング	施術 2 日後日光に当たったら腫れ上がった。申し出たら紫外線カットのファンデーションを付けられ、顔全体から浸出液が出た。	1 か月以上
2	レーザー	シミを取るため施術。傷ができ赤くなり痛む。	
3	スチーム	器具の故障で熱湯が吹き出し、顎と首に熱傷。	1 か月以上
4	顔にイオンを出す電流を通して肌の汚れを取る	ズキズキ痛みほてる。まだ治らない。	1 か月以上
5	化粧品を塗って超音波当てる	顔半分が腫れ、シミになった。	3 か月以上
6	美顔器	腫れた後、頬の肉がそげ落ちたようになり回復せず。医師は「角質を取り過ぎたため」と診断。	1 週間以上
7	泥パック	顔全体びらん状態。	入院中

脱毛エステの場合

	施術方法	発生した身体被害	治療期間 (空欄は、不明または医者にからず)
1	毛根に針を入れ、レーザー光線を当てる	脇の下が黒くなり、金属アレルギーになった。	半年間
2	光を当てる	湿疹、かゆみ、シミ	1 週間以上
3	針	じんましん。医師は「金属アレルギーだ」と言う。	1 か月以上
4	ワックス	親指の頭大の熱傷	1 か月以上
5	テープを張ってはがす	化膿	3 週間以上
6	機械	皮膚割れ、かさぶた、色素沈着	1 週間未満

ボディエステの場合

	施術方法	発生した身体被害	治療期間 (空欄は、不明または医者にからず)
1	耳ツボを刺激する	かゆみ、耳垂れ、腫れ、炎症	1 週間以上

2	台湾式エステ(男性が、背中、腰、足の上に乗ってもむ)	身体中が痛くて動けなくなった。医師に「筋肉の炎症」と言われた。	1か月以上
3	足ツボマッサージ	足が痛み、湿疹がでた。	
4	電流を流す	腹、脇の下4カ所に小判型の熱傷	1週間以上
5	高周波を当てる	熱傷をして水膨れになった。	1週間未満
6	オイルを塗る	かぶれ、湿疹、水泡、発熱。医師は「オイルかぶれ」と言う。	1週間未満
7	塩もみ、海草パック、蒸気ドームを繰り返す	内股、尻、腰、腹に赤い線ができて消えない。	1週間未満
8	アロマセラピートリートメント	腫れ、腰痛	
9	食欲抑制剤を飲む	悪寒、頭痛。医師は「糖尿病の薬で医師の指示が必要な薬」と言う。	1週間未満

(5) エステサロンで行われた「その他のエステ」

エステサロンではフェイシャルエステ、脱毛エステ、ボディエステ以外に、「バストを大きくする」「O脚を治す」「まつ毛にパーマをかける」「皮膚を焼く」「アートメイキング(入れ墨)をする」等の施術が行われており、深刻な危害が起きている。以下にエステサロンで行われたこれらの施術についてまとめた。

バストを大きくする(14件)

	施術方法	発生した身体被害	治療期間 (空欄は、不明または医師にかからず)
1	吸引	青アザができる。	1週間未満
2	“(同時に、豊胸器具を買う)”	吸引すると苦しい。胸全体に赤いアザ。	
3	マッサージと吸引	リンパ腺が腫れて、1週間手が上がらない。	

O脚を治す(12件)

	施術方法	発生した身体被害	治療期間 (空欄は、不明または医師にかからず)
1	カイロプラクティックのようなこと(つぼ押し、整体)。背骨の曲がり具合が悪いと言って、背中の下に台を入れて施術	腰痛 ぎっくり腰 ヘルニア 入院手術	1か月以上
2	塩で足をもむ	炎症が起き、1か月通院した。	1か月
3	台の上で踵と膝をベルトできつく締め、30分くらい仰向けに寝る	帯状に赤く腫れた。医師に、低温圧迫熱傷で全治10日くらいと言われたが、10日経っても治らない。	10日以上

まつ毛にパーマをかける(15件)

	発生した身体被害	治療期間 (空欄は、不明または医師にかからず)
1	まぶたが腫れ、ただれた。病院で角膜に傷がついていると診断された。視力も低下した。	1か月以上
2	まぶたに痛みと腫れが発生。病院で薬品かぶれと診断された。	1週間以上
3	パーマ液が眼に入り、眼が開けられないほど腫れた。病院で角膜炎症と診断された。	1週間未満

皮膚を焼く (41件)

	照射時間等	発生した身体被害	部位	治療期間 (空欄は不明または医者にかからず)
1	6千ワット 1時間	全身熱傷で救急車で病院に運ばれた。	全身	1か月以上
2		照射開始10分後に気分が悪くなり倒れた。 そのとき器具に接触して3度の熱傷。	胸背	1か月以上
3	15分	顔が腫れ上がり、ウミが出た。1度～2度の熱傷と診断。	顔	1か月以上

アートメイキング(入れ墨)をする (65件)

	施術部位	施術方法、発生した身体被害等	治療期間 (空欄は不明または医者にかからず)
1	眉	太い眉にアートメイキングしていたが、細くするため部分的に除去する施術を受けたところ、その部分がひどいアザのようになってしまった。	3週間以上
2	アイライン (上下)	炎症を起こし視力が低下した。眼科医に、両眼角膜上皮剥離と診断された。	1週間以上
3	唇	細菌感染して唇が腫れた。	1週間未満

2. 危害事例の追跡調査と結果

エステに関する危害事故について、「フェイシャルエステ」3例、「脱毛エステ」4例、「痩身エステ」3例、「ボディエステ」4例、「その他のエステ」3例の計17例について「苦情内容」「危害の程度等」及び「危害に対するエステサロンの対応」を調べた。

(1) 追跡調査の結果

フェイシャルエステ

事例1 ケミカルピーリング

苦情内容

エステサロンでケミカルピーリングを受けた。施術の当日から両頬が赤くなり熱感がある。シミが残るのではないかと心配である。(1999年、30歳代、女性)

危害の程度等

顔全体にフルーツ酸を塗ったところピリピリした痛みがあり、同日夜から両頬に赤味が出て治らず、夏になって紫外線でシミができた。心配になって日本美容医療協会に問い合わせたところ、「レーザー治療をしなければ治らない」と言われた。掛かり付けの皮膚科の診察を受け、治療として出されたビタミン剤や抗炎症の塗り薬を使っている。施術から半年経ってもヒリヒリ感やかゆみがとれず、両頬がオテモヤンのように赤い。

危害に対するエステサロンの対応

傷害の原因について、エステサロンは、「あなたが施術の前日に自宅でマッサージしたため」と言う。半年後の傷害の状態について、「なぜ半年前に紹介した大学病院で受診しなかったのか、時間が経ち過ぎているので何もできない」と言うのみであった。

脱毛エステ

事例2 ニードル脱毛苦情内容

5年前からアトピー性の重い皮膚炎にかかっていることを店員に伝えた上で契約した。エステサロンで電気針（ニードル法）による脇の下の永久脱毛を受けたところ、強い痛みがあり、赤黒い点状の跡が残った。（1999年、30歳代、女性）

危害の程度等

6回の施術を受けたが、毎回痛みが感じられた。2回目までは処理後の赤みは消えていたが、3回、4回目あたりから徐々に赤みの回復が遅くなった。6回目の処理は今までにない激痛で、帰宅後鏡を見ると今までにないほど赤くなり、脱毛した毛穴が1.5mm程度に丸く腫れた。2,3日経っても腫れはひかず、むしろ違った痛みが出た。医師の診察を受けたところ、「これはひどい」と言って医師が脇の下を写真（下記）撮影した。当分の間、入浴の禁止、脇の下を濡らすこと等の禁止を言われた。

危害に対するエステサロンの対応

エステサロンは、「6回目の傷害の原因はあなたのアトピー性皮膚炎のせいではなく、施術者の経験が浅く、施術技術に問題があった」という見解を示した。また、「アトピーを持っている人に対する施術としては、施術の間隔が短かった」という認識も示した。

ボディエステ（痩身エステを含む）

事例3 痩身エステ・身体を温める苦情内容

7,8年前に初めて利用して以来、エステサロンから時々勧誘の電話があり利用していた。施術中に熱傷を負い、店に対応してもらったが後遺症が残りそうである。（2000年、30歳代、女性）

危害の程度等

エステティシャンは、施術方法について、「脂肪が燃焼しやすい状態にするために、腹部を温め、脂肪を柔らかくする」という説明をした。幅1.5cm、長さ50cm位の電気で温めた細長い鉄板をベッドに置き、その上にタオルを掛け、裸でその上に腹ばいになった。何度も「熱い」と言ったが鉄板の位置をずらせたただけだった。腹ばいになっていた時間は15分～20分。その後、エステティシャンは足にオイルを塗り手技で約20分マッサージをした。

施術終了後、エステティシャンがお腹のタオルを外してお腹を見て、慌てた様子で主任を呼び、2人で「お腹が赤くなっているが、治るから大丈夫。気になるなら医者に行ってください。治療費は負担します」と言って赤くなっているところにオイルを塗った。その時はまだ痛みは感じなかったが、服を着て帰る時点では、水泡ができて痛かった。

すぐに医者に診てもらったところ、「ひどい熱傷だ、跡が残るかもしれない」と言われた。熱傷の跡が幅1.5cm、長さ5cm位のケロイド状になった。3か月後形成外科で手術してケロイドは治ったが5cm位の線が一本残っている。現在、この線をなくすための方法を検討中である。診断書には、「低温熱傷で全治1か月以上」と書かれていた。

危害に対するエステサロンの対応

エステサロンは熱傷の原因について、「鉄板の温度設定のミスか、当てている時間が長すぎたためである」とし、それ以上ははっきり言わない。エステサロンは施術ミスを確認

め、「損害賠償に応じる」とした。担当のエステティシャンは退職した。

その他のエステ

事例4 まつ毛パーマ

苦情内容

まつ毛パーマをしたら目がおかしくなり、結膜炎と診断された。（2000年、20歳代、女性）

危害の程度等

施術後、目薬のようなものをさされ、両目とも膜が張ったようになり、ものが見ずらくなった。その場で顔を洗ったが治らず、帰宅途中に眼科に行った。眼科では、「まつ毛パーマが原因かどうか分からないが結膜炎である」と言われた。

危害に対するエステサロンの対応

エステサロンが治療費を支払った。

(2) 危害の発生原因（推定）

危害事故 17 例の追跡調査等の結果、推定される危害の発生原因には、以下のものが考えられる。

医行為に相当する行為が無資格者によってなされているため

医師法により、医師でなければ医業（*1）を行えないこととなっているが、医行為であっても、医師免許を有しない者により行われているケースが多い。

例えば、毛乳頭など毛根部分の組織をレーザー等により破壊することによる脱毛行為、針先に色素を付け、皮膚の表皮に針を用いて色素を注入するアートメイク行為、皮膚の剥離を伴う程度の強い薬品を用いたピーリング行為等については、医行為であり、エステにおいて無資格者が行うことはできないものである。

***1) 医学的判断及び技術をもってするのでなければ、人体に危害を及ぼす恐れのある行為（医行為）を業として行うこと**

エステティシャンの技術不足や不注意によるため

医行為に相当する程の危険性のある行為でなくても、エステティシャンが顧客の体質や体調を正しく判断できずに機器の不適切な使用や合わない施術を行って危害を起こしたり、機器の使用中に顧客の側を離れる等のエステティシャンの不注意で危害が発生したケースもある。

エステ業界の実情と制度上の問題点

1. エステ業界の実情

(1) エステの市場規模

2000年度のエステの市場規模は3,819億6,000万円で、その内訳は、施術が2,825億2,000万円、物品販売が994億4,000万円と推定されている（矢野経済研究所）

(2) 業界団体

業界団体には主に以下のような団体があるが、いずれも加入業者数は少ない。

日本エステティック業協会 - エステティックサロンの経営者等事業者団体。

日本エステティシャン協会 - エステティシャンの知識、技術の向上等を目指すエ

日本全身美容協会	ステティシャン個人を会員とする団体。 エステサロン経営の個人事業者を中心にエステティシャン個人を会員とする任意団体で、現在の会員は60人（サロン数は約400強）
日本エステティック連合	上記3団体と、全日本全身美容業協同組合（会員80社）日本脱毛技術研究学会（会員270人）日本美容電気脱毛協会（会員78社・約80人）日本エステティック工業会（エステ機器や化粧品等エステ関連商品の製造業者の団体）の7団体が加入。事務は日本エステティシャン協会が行っている。
財団法人日本エステティック研究財団	エステティックの安全性や衛生面の調査研究を行ないエステティック業界の健全化を目的とする厚生労働大臣認可の財団。

(3) 事業者、サロン数

エステ業者の数やサロン数は正確には分からない。電話帳にエステティック業と登録しているサロンは全国で14,300店くらいある（財団法人日本エステティック研究財団）。日本エステティック業協会に加入している業者の数は正会員90社で傘下のサロン数は1,300店である。また、日本エステティック研究財団の基準約款の使用登録をしている業者は220社、1,300店である。現在上記団体に加入したり約款使用登録をしている業者は、全国のエステ業者やサロンの約3割程度ではないかと言われている。

(4) エステティシャンの実情

国際資格、国内の民間資格（後述）を取得したエステティシャンが16,000人いるが、日本エステティシャン協会に参加しているのは6,500人である。何の資格も持たない人がエステサロンに就職し、見よう見まねで施術を行っている場合も多い。

医行為と考えられる行為をする

医学的判断及び技術を必要とすると思われる施術をエステティシャンが行っているサロンもある。

2. エステティシャンの資格

(1) 日本国内の民間資格について

日本には、エステティシャンの公的資格制度はない。民間資格として、日本エステティシャン協会が認定した“認定校”が認定している資格があり、現在までの認定者は16,000名である。また、日本エステティック連合が実施している電気脱毛の認定資格（3級～1級）があり、現在までの認定者延べ2,000名（実人員1,800名）である。

エステの需要に対して資格取得者が少ないという問題だけでなく、“認定校”の認定基準、認定校の学習内容、学科試験による資格試験の水準等が適切であるか等の問題もある。

(2) CIDESCO（シデスコ：スイスに本部がある国際機関）の認定資格

日本でCIDESCOの認定する資格を持っているものは、700名である。実習300

時間、実務3年という受験資格（実習だけなら1,200時間＋合格後600時間の実務で認定）や実技試験（モデルは一般人、試験官はシデスコ本部から派遣）があることなどから、ある程度信頼できる資格と考えられる。

3. 諸外国のエステティシャン資格

(1) フランス

- C・A・P（職業適性証明書） 国内のみで通用する国家資格。
- B・T・S（高等技術者免状） 限られた国で認められるフランスの国家資格。
- B・T・Sプロフェッショナル 限られた国で認められるフランスの国家資格。
C・A・P取得後、2年間専門の学校で教育を受ける。

CIDESCO（シデスコ）の認定資格

(2) イギリス

4種類の国家認定資格がある。公、私立のビューティスクール（約200校）で専門教育と取得試験が実施されている。教育期間は1～2年で学校により受験できる資格試験が異なる。エステティシャンは資格を複数取得しているケースが多い。

(3) アメリカ

アメリカでは、資格の点でヘアドレッサー（美容師）とエステティシャンは明確に区別されている。また、各州の法律が独立しているため、エステティシャンの資格も「州資格」になっている。州にある施設で3か月程度の教育を受けることが義務付けられている州が多い。

. エステに関する消費者アンケート調査の結果

[調査方法等]

調査対象：東京都内に本社がある大手企業4社の女性社員計1,000人

実施時期：2001年1月

実施方法：各社に調査票を一括送付。会社から社員に配布、社員が当センターに郵送で直接回答

有効回答数及び回収率：624通（62.4%）

1. 回答者の年代

回答者の年代は20歳代343人（55.0%）、30歳代201人（32.2%）、40歳代54人（8.7%）、50歳代17人（2.7%）、不明9人（1.4%）であった。

2. エステを受けたことがあるか

回答者624人中、エステを受けたことがあるのは325人で52.1%だった。エステを受けた割合が最も高いのは、30歳代で63.7%、ほぼ3人に2人がエステを受けている。以下40歳代（59.3%）、20歳代（44.9%）の順でいずれも半分前後の人がエステを受けているが、50歳代になると17.6%とかなり低くなる。

3. 受けたエステの種類は何か

受けたエステの種類は第1位が「美顔」74.2%、次いで「脱毛」34.5%、「痩身」24.6%、「全身美容」13.2%、「その他」5.5%である。325人が受けたエステの総計は494件で、

1人当たり1.5種類であった。エステの種類と年代との間にそれほど大きな相関関係はみられない。

4. 何日くらいエステを受けたか

平均日数をみると、「脱毛」の40.8日が最も長く、次は「痩身」の37.7日である。「美顔」の平均日数は10.7日、「全身美容」は4.0日と比較的短い。

5. エステを受けて効果はあったか

エステの効果についてたずねたところ、最も多かったのは「少しは効果があった」で51.2%である。「満足できる効果があった」は24.1%であるが、「効果はなかった」もほぼ同数の20.2%いる。「満足できる効果」の割合が最も高かったのは「脱毛」で50.0%、最も少なかったのは「痩身」で10.0%しか満足していない。

6. 受けた日数と「効果」の評価は関係あるか

多く受けたから満足できる効果が得られたとか、1日しか受けなかったから効果がなかったなどの相関はなかった。

7. エステにどのような効果を期待したか

「身体（顔、手足、ボディ等）を美しくする」60.9%、「シミ、ニキビ跡等肌のトラブルの改善」29.5%、「身体上の悩みの解決」20.6%で直接的な身体の美化や改善を期待する人が多いが、「気分転換やリラックス」も60.0%で、精神的な安らぎを期待してエステを受けた人も多かった。

8. エステによる危害の苦情があることを知っていたか

74.0%で4人に3人が知っていた。

9. エステで危害を受けたことがあるか

実際に危害を受けた人は33人（34件）でエステ体験者325人の約1割（10.5%）だった。消費者相談のうち危害情報は1%程度であることと比較すると、10人に1人の危害はかなり高率といえる。なかでも「脱毛」は危害の発生割合が高かった（脱毛のサービスをを受けた人の15.2%）。

10. 今後エステを受けてみたいか。どのエステを受けたいか

今までエステを受けたことがない299人中、「今のところ受ける気がない」と答えた人が122人（受けたことがない人の40.8%）、今後エステを受けてみたいと思っている人175人（同58.5%）。受けてみたいエステは「脱毛」が最も多く、受けてみたい人の62.2%、以下「美顔」、「痩身」、「全身美容」の順であった。

11. エステに対する意見

最後に624人の回答者全員にエステについての意見や感想を記載してもらった。エステを受けたことのある人325人中189人、ない人299人中166人の合計355人から、469の意見が寄せられた。

(1) 価格に関する意見（157件）

(2) 勧誘に関する意見（74件）

(3) 安全性に関する意見（49件）

(4) エステサロン選択に関する意見（42件）

(5) 効果に関する意見（34件）

(6) エステティシヤンの資格やサロンに対する規制に関する意見（25件）

(7) 広告に関する意見（23件）

(8) エステ業界やサロン、店員に関する意見(29件)

また、エステを受けたことのない人は「価格・料金システム」「安全性」「効果」「店等への不信」で、受けたことのある人より疑問を持っていた。受けたことのある人は「サロンを選択するための情報の提供」「勧誘の問題」「広告」に対する意見が受けたことのない人より高かった。

エステの安全確保のための方策と消費者へのアドバイス

1. 行政に望むこと

(1) 公的資格制度の導入を含め、適切なルールを設けることを検討してほしい。

エステはすでに社会的に認知されたサービス業であり、需要も大きい。また、医行為（医学的判断及び技術をもってするのでなければ、人体に危害を及ぼすおそれのある行為）に該当するほどの危険性を有しない行為を行う場合であっても、客に触れる程度や身体に与える影響は、理容師法、美容師法で規制されている理美容よりはるかに大きい。そのエステ業が何の届け出もなく開業でき、何の技術的教育も受けない者でも施術することができるという現状は、問題と言わざるを得ない。

理美容並に、公的資格制度の導入や営業の届け出等最低限の規制を設けることを検討してほしい。

(2) 違法なエステサービスを業として行う悪質エステの取締りを推進してほしい。

エステサロンで医師免許を有しない者が医行為を行うことは、医師法に違反する。違法な施術を行うサロンに対しては厳しい取締りを推進してほしい。

2. 事業者・業界団体に望むこと

(1) 業界の組織化、指導力のある業界団体の実現に向けて努力すること。

(2) 業界全体の技術の向上のため、教育体制の充実を図ること。

(3) 医行為（医学的判断及び技術をもってするのでなければ、人体に危害を生じる恐れのある行為）は、エステにおいて無資格者が行った場合、医師法違反となるので厳に行わないこと。

(4) 消費者がエステを受けるか否か決定するのに必要な情報を提供すること。

施術の具体的内容、料金体系、エステティシヤンの技術水準等を、表示すること。
体質・体調等によっては危害が発生し得ることを、具体的に説明すること。

3. 消費者へのアドバイス

(1) 受けようとしているエステが本当に自分に必要なサービスか否かを考えよう。

(2) 現状では、信頼できるサロンか否か見極めることができないので、友人・知人等のなかから、できるだけ多くのエステ体験者を探し事情を聞いてみてサロンを決める。

(3) 初めから長時間、長期間の契約をせずに、まず、1回目は試してみることに。それで信頼できそうであれば、効果をみながら徐々に回数を増やしていく。

(4) 少しでも身体に異常を感じたら施術を中止すること。症状によっては、早めに医師の診察を受けること。

(5) 本来医師が行うような施術で危害が生じたら、警察に被害届を出すこと。

<title>エステティックサービスによる危害の現状と安全確保のための方策</title>